

社会福祉法人清光園 役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人清光園（以下「当法人」という）定款に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第 2 条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事長については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、監査以外の業務には報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表 4 の通り、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表 4 の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第 3 条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表 1 定める額
- (2) 賞与については、別表 2 に定める額
- (3) 退職手当については、別表 3 に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規程第 22 条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第 4 条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬等については、別表 4 に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第 5 条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別

表 5 の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月 10 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与第 4 条に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年 6 月及び 12 月とする。

(3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 3 ヶ月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 7 条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 8 条 この規定により、計算金額に一円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 9 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 10 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 11 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 29 年 2 月 1 日より施行する。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 400,000 円

別表 2 (常勤役員等の賞与)

6月の賞与	報酬月額×1.5 か月分
12月の賞与	報酬月額×1.5 か月分

別表 3 (常勤役員等の退職金算定式)

最終報酬月額×在任年数×係数

在任年数	係数	退職金	在任年数	係数	退職金
1	0.12	48,000	6	0.72	1,728,000
2	0.24	192,000	7	0.84	2,352,000
3	0.36	432,000	8	0.96	3,072,000
4	0.48	768,000	9	1.08	3,888,000
5	0.60	1,200,000	10～	1.20	4,800,000～

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表 4 (非常勤役員等の報酬)

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

夕張市内	5,000 円
その他	10,000 円

(2) 監事が監査を実施した場合の報酬

役職名	報酬の額
監事	5,000 円

(3) 監事が監査を実施した場合の費用弁償

夕張市内	5,000 円
その他	10,000 円

別表 5 (職員給与との併給)

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬は支給しないものとする。